

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成31年1月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名
2. 出 席 委 員 16名にしてその氏名は次のとおり
1 番 沼部 清伸 2 番 高橋 誠一 3 番 高橋 善一
4 番 船山 利美 5 番 安達 芳紀 6 番 小野 博
7 番 遠藤 敬一 8 番 佐藤 一志 9 番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
13番 大河原 清 14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一
3. 遅刻通告委員 1名にして氏名は次のとおり
17番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局 長 補佐 大坂 登啓
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子
5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議 第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議 第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議 第 3 号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 1,186 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 321 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外2筆 田 合計 7,152 m²を中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外2筆 田 合計 5,095 m²を中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

6番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,484 m²を中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

7番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外3筆 田 合計 2,477 m²を中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

8番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外2筆 田 合計 2,567 m²を中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

9番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外7筆 畑 合計 3,211 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。

10番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 田 合計 4,174 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。

11番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 田 合計 2,061 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。

12番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 420 m²を第三者へ所有権移転するため合意解約するものです。

13番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 598 m²を第三者へ所有権移転するため合意解約するものです。

14番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 田 合計 3,980 m²を中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

15番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 田 合計 1,739 m²を中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

16番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,628 m²を賃貸人の希望により合意解約するものです。

…………… 17番黒澤ちよ子委員入室（ときに午後2時4分） ……………

議長（沼部会長） 　　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

3番
（高橋善一委員） 　　（亡）という方が2名いますが、土地が相続なっていないということですか、それとも契約の時から亡くなった方の名義になっているものですか。

大坂事務局長補佐 　　相続なっていないので、相続人の代表者と解約したものです。

議長（沼部会長） 　　ほかに質疑、意見ありませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） 　　なしの声がありますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　　次に日程第5議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　　ただ今上程されました議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転7件、賃借権設定8件、使用貸借権設定1件、合計16件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　　1番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 田 1,171㎡ について所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 田 1,146㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲外 4筆 田 1,922㎡畑 115㎡ 合計 2,037㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。
4番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲外 1筆 畑 合計 244㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。
5番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 35㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。

大坂事務局長補佐

6番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲畑 175㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。

7番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲畑 348㎡について、所有権移転したい旨の申出があったものです。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外2筆畑 合計818㎡について、新規の5年で11月30日支払、金納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲田 885㎡について、新規の5年で11月30日支払金納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 409㎡を新規の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲田 143㎡を新規の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲田 373㎡について、新規の5年で11月30日支払、金納となっております。

13番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外1筆田 合計2,918㎡について、新規の5年で11月30日支払金納となっております。

14番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外4筆田 2,400㎡ 畑 1,263㎡ 合計3,663㎡を新規の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

15番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外10筆田 2,983㎡ 畑 2,189㎡ 合計5,172㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、物納となっております。

16番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借を設定するもので、▲▲字▲▲外60筆田 54,487.92㎡ 畑 11,026.99㎡ 合計65,514.91㎡を新規の10年契約です。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

議第1号1番、2番について、11番錦郡昌之委員より報告をお願いいたします。

11番

（錦郡昌之委員）

降雪のない時期に作業で通る場所として、全てが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認しております。

議長（沼部会長）

次に、3番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番の現地調査について、14番大武伸彦委員より報告をお願いします。

14番

（大武伸彦委員）

雪がりましたが、近隣の方に確認して、全てが耕作され、問題ないことを確認してきました。

- 議長（沼部会長） 次に、4番、5番、6番、7番の現地調査について、5番安達芳紀委員より報告をお願いします。
- 5番
（安達芳紀委員） 現地ですが、道路に面した細長い園地でしたが、しっかり整備されており、問題ありませんでした。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより議第1号について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第6議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し5件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がりましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■が■■■■より▲▲字▲▲ 地目畑 386 m²を所有権移転し、宅地分譲するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

2 番につきましては、■■■■が■■■■外2名より、▲▲字▲▲外2筆 田 1,653 m²を所有権移転し、店舗工場兼駐車場として利用するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

3 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲ 地目畑 192 m²を所有権移転し、雪押場として利用するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

4 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲外1筆 地目 畑 合計1,440 m²を所有権移転し、宅地分譲するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

5 番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲ 地目畑 389 m²を所有権移転し、一般住宅を建築するために申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断できますが、例外規定の集落接続であり転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について14番大武伸彦委員より報告をお願いします。

14番
（大武伸彦委員）

1月18日に、私と、大河原清委員、大坂補佐の3名で、5条5件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

………異議なしの声………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長）

始めに、議第2号3番の案件について、審議いたします。

ここで、17番 黒澤ちよ子 委員の退席を求めます。

…………… 17番黒澤ちよ子委員退席（ときに午後2時23分） ……………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は
挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 許可とすることが全員と認めます。
よって本案件は申請どおり許可することに決しました。
ここで、17番黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

…………… 17番黒澤ちよ子委員復席（ときに午後2時24分） ……………

議長（沼部会長） これより議第2号3番以外の案件について、審議に入りますが、一
括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

3番 5番の譲渡人の住所が▲▲になっていますが、間違いはないですか。

（高橋善一委員）

議長（沼部会長） 暫時休憩します。（ときに午後2時25分）

議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午後2時26分）

大坂事務局長補佐 5番の譲渡人住所に記載の誤りがありましたので、議案書の訂正を
お願いします。正しい住所は、▲▲▲▲▲▲▲▲となります。修正を
お願いいたします。

議長（沼部会長） ほかに質疑、意見ありませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見
を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第7議第3号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第3号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成31年1月11日付け農第740号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて賃借権設定8件の農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

1番から4番までは、賃貸借の移転となっており、■■■■が、構成員が賃貸借していた農地を法人として、賃貸借するため、移転するものでございます。

1番につきましては、■■■■所有の、▲▲字▲▲の田、2, 150㎡を賃貸借期間平成28年11月30日から、平成38年11月29日までを、平成31年1月31日付けで■■■■へ移転となっております。

2番につきましては、■■■■所有の、▲▲字▲▲の田、6, 686㎡を賃貸借期間平成28年11月30日から、平成38年11月29日までを、平成31年1月31日付けで■■■■へ移転となっております。

3番につきましては、■■■■の ▲▲字▲▲の田、703㎡ 外2筆、合計4,808㎡を賃貸借期間平成25年3月29日から、平成35年3月28日までを、平成31年1月31日付けで、■■■■へ移転となっております。

4番につきましては、■■■■の ▲▲字▲▲の田、1,024㎡ 外2筆、合計4,223㎡を賃貸借期間平成27年11月30日から、平成37年2月27日までを、平成31年1月31日付けで、■■■■へ移転となっております。

5番から8番につきましては、賃借権の設定となっております。

5番につきましては、■■■■と、■■■■との間で賃借権の設定をするもので、▲▲字▲▲の田、6,051㎡ 外1筆、合計6,150㎡を新規の10年契約で、金納となっております。

6番につきましては、■■■■さんと■■■■との間で賃借権の設定をするもので、▲▲字▲▲の田、2,204㎡ 外3筆、合計6,235㎡を新規の10年契約で、金納となっております。

- 嶋貫振興係長 7番につきましては、■■■■と、■■■■との間で賃借権の設定をするもので、▲▲字▲▲の 田、115㎡ 外9筆、合計 6,850㎡を 再設定の10年契約で、物納となっております。
- 8番につきましては、■■■■と、■■■■との間で賃借権の設定をするもので、▲▲字▲▲の 田、1,758㎡ 外1筆、合計 2,782㎡を 再設定の10年契約で、金納となっております。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） ……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
よって、分割して審議いたします。
ここで議長を島崎栄一会長職務代理に交代いたします。
- 議長（島崎会長代理） ……………島崎会長職務代理、議長席へ移動……………
議長を交代しました。
- 議長（島崎会長代理） それでは、はじめに議第3号1番から4番について、審議いたします。
ここで、1番沼部清伸委員の退席を求めます。
- …………… 1番沼部清伸委員退席（ときに午後2時34分） ……………
- 議長（島崎会長代理） これより本案件について、審議に入ります。
この案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（島崎会長代理） ……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（島崎会長代理） ……………全員挙手……………
決定することが全員と認めます。
よって本案件は計画のとおり決定することに決しました。
ここで、1番沼部清伸委員の復席を求めます。
- 議長（島崎会長代理） …………… 1番沼部清伸委員復席（ときに午後2時36分） ……………
ここで、議長を沼部会長に交代いたします
- 議長（沼部会長） ……………沼部会長、議長席へ移動……………
議長を交代しました。

議長（沼部会長） これより議第3号1番から4番以外の案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………
議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

……………全員挙手……………
議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成31年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後2時37分)